

関係各位

特定非営利活動法人  
東京都介護支援専門員研究協議会  
理事長 小島 操  
(公印省略)

## 平成30年度東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（2期）のお知らせ

日頃より、当会実施事業に対し、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび当会は、東京都の事業指定を受け平成30年度東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱを実施することとなりました。本研修は、居宅介護支援事業所等で現に介護支援専門員として実務に携わっている方（平成30年10月1日現在）を対象として、下記のとおり実施するものです。つきましては、貴事業所・施設所属の介護支援専門員にご周知いただくと共に、本研修の受講を希望される方につきましては、受講申込書により、郵送にてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

平成18年度の介護保険法改正により、介護支援専門員としての業務に就くためには、有効期間が定められた介護支援専門員証（以下「専門員証」という）の交付を受けることとされ、当該専門員証の有効期間を更新するときは、介護支援専門員更新研修（88時間相当。以下「更新研修」という。）又は介護支援専門員専門研修（以下「専門研修」という）課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講することとされました。現任の介護支援専門員は更新時期を踏まえた上で、本研修の受講についてご検討下さい。

**なお、平成28年度から専門研修と更新研修の両方の受講要件に該当する方は、専門研修を受講していただくことになりました。**

**更新研修は、原則、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する方で、専門研修の受講要件に満たない方が対象となっております。**

各事業所管理者の皆様におかれましては、研修の受講について、ご所属の介護支援専門員の皆様への周知方よろしくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 研修の目的

現任の介護支援専門員に対して<sup>※注</sup>、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識及び技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的としています。

※注) 当研修の受講対象者は、「3. 受講対象者(受講要件)」にてよくご確認ください。

※注) 研修の受講地については、平成28年度より全ての研修で「登録地」での受講となります。

詳細は「3. 受講対象者(受講要件)」にてご確認ください。

※注) 現任でない方の専門員証更新のための研修については、各都道府県の更新研修実施機関までお問合せください。

【東京都登録の方：東京都福祉保健財団 TEL：03-3344-8512】

2. 実施団体 特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会  
(問い合わせ：03-3263-5636)

### 3. 受講対象者(受講要件)

下記(1)～(4)すべてを満たす方が受講対象となります。

#### (1) 平成30年10月1日現在、東京都介護支援専門員資格登録簿に登録されている方

- ・研修の受講地は原則として介護支援専門員資格の「登録地」です。
- ・他道府県に登録しており、都内事業所等で勤務している者が東京都で研修受講を希望する場合は、「受講地変更」又は「登録移転(転入)」の手続きをしないと、東京都で研修を受講することはできません。「受講地変更」又は「登録移転(転入)」の手続きが必要な方は、5頁の「14. 問い合わせ先(東京都 福祉保健局)」にご連絡願います。
  - ※「登録地変更」と「登録移転(転入)」の手続きは、東京都と登録地道府県での手続きがあるため、手続きに時間を要します。該当の方は、早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。
  - 今回(第2期)お申込みいただく場合は「受講地変更」の手続きを行ってください。
  - ただし、今年度(平成30年4月以降)、受講地変更の手続きを一度行った方は、今年度中であれば再度手続きをしていただく必要はありません(翌年度受講する場合は再度手続きが必要になりますので、今回、研修を受講されない方は登録移転の手続きを御検討ください。)

#### (2) 平成30年10月1日現在、介護支援専門員としての実務に従事している方

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。)の事業所、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)の事業所、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業所、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所のいずれかにおいて介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っていること。

※ショートステイの計画のみの作成をされている方は対象になりません。

※指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については実務経験として認められます。

#### (3) 平成30年10月1日現在、実務就業期間が3年以上の方

実務就業期間は、介護支援専門員として介護サービス計画作成の業務を行っている(いた)期間を通算します。

#### (4) 平成30年10月1日現在、「専門研修課程Ⅰ」を修了している方

- ・専門研修課程Ⅱの受講に際しては、専門研修課程Ⅰを修了していることが要件となっています。初めて介護支援専門員証(以下「専門員証」)の更新をされる方は、専門研修課程Ⅰを先に受講してください。
  - ※原則として専門研修課程Ⅰと専門研修課程Ⅱを同時期に受講することはできません。
  - ただし、島しょ部の方は認める場合がありますので、実施団体までご相談ください。
- ・専門員証の有効期間の更新が2回目以降の方で、前回の更新時に53時間の更新研修(実務経験者向け)又は専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを受講した方は、専門研修課程Ⅰは免除されます。

注：専門員証の更新のために必要な研修は、1回目の更新と2回目以降の更新で条件が異なります。3頁【要確認：更新にあたって】および別紙1「介護支援専門員の資格及び研修の体系」を必ずご覧いただき、更新に必要な研修をご確認ください。

## 【要確認：更新にあたって】

### ① 専門員証 1 回目の更新の方（専門員証交付後、初めての有効期間満了日を迎える方）

実務経験者は「専門研修課程Ⅰ（更新研修 5 6 時間）」及び「専門研修課程Ⅱ（更新研修 3 2 時間）」の両方の受講が必要となります。

### ② 専門員証 2 回目以降の更新の方（既に 1 度以上更新したことがある方）

2 回目以降の更新に必要な研修は、前回の更新の際に受講した研修種別と、前回更新後（前回の有効期間満了日以降）の実務経験の有無によって異なります。

### ③ 専門研修と更新研修の両方の受講要件に該当する方

平成 28 年度から専門研修と更新研修の両方の受講要件に該当する方は、専門研修を受講していただくこととなります。

更新研修は、原則、介護支援専門員証の有効期間がおおむね 1 年以内に満了する方で、専門研修の受講要件に満たない方を対象とします。

### ④ 前回「再研修（失効者向け）」を受講して専門員証交付を受けた方

実務経験者は「専門研修課程Ⅰ（更新研修 5 6 時間）」及び「専門研修課程Ⅱ（更新研修 3 2 時間）」の両方の受講が必要となります。

### ⑤ 主任介護支援専門員の資格をお持ちの方

平成 28 年度より主任介護支援専門員に更新制が導入され、更新時の研修として「主任介護支援専門員更新研修」（以下「主任更新研修」という。）が創設されました。主任介護支援専門員の資格をお持ちの方は、別紙 2「主任介護支援専門員更新研修 フローチャート」も必ずご確認ください。

※「主任更新研修」を修了した者は、更新研修（現任の方は専門研修。以下「更新研修等」という。）を受けた者とみなされることから、更新研修等の受講は免除されます。（「主任研修」は専門員証更新のための研修とはなりません。別途、専門員証更新のための更新研修等の受講が必要です。）

※主任更新研修を受講しない場合（受講要件を満たさない場合や受講決定がなされない場合も含む。）で、介護支援専門員として更新する場合は更新研修等を受講することとなります。

※介護支援専門員証の有効期間内に更新研修等を修了し、介護支援専門員証の更新をしなければ、介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、主任介護支援専門員であっても介護支援専門員証の有効期間が 1 年に満たない方は更新研修等を受講していただくことをお勧めいたします。

4. 研修内容 6 頁の「カリキュラム表 1」をご覧ください。

## 5. 実践事例の提出について

専門研修課程Ⅱでは、「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」の科目において、以下の 7 つのテーマの実践事例を用いて演習を行います。

受講者には、以下のいずれかの事例を 1 つ提出していただきます。

提出していただく事例につきましては、受講申込書に御記入いただく内容を踏まえ、受講決定時にお知らせいたします。

### 【実践事例】（以下のいずれか 1 事例を提出）

- ① リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- ② 看護サービスの活用に関する事例
- ③ 認知症に関する事例
- ④ 医療との連携に関する事例
- ⑤ 家族への支援の視点が必要な事例
- ⑥ 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
- ⑦ 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

**【提出書類（予定）】（受講が決定してからご提出いただく予定の書類です。）**

- ①基本情報シート
- ②リ・アセスメント支援シート
- ③ケアプラン（要介護は1表及び2表。要支援は1/3～3/3表。）
- ④事前ワークシート

※詳細は受講決定通知にてご案内いたします。

**6. 研修日時及び場所** 8頁の「研修日程一覧」をご覧ください。

**7. 受講料について**

23,800円（受講料）

※受講決定通知書送付時に受講料を印字した払込用紙（払込取扱票）を同封致します。

お支払いの際は、必ずその払込用紙をご使用ください。《振込締切：平成30年12月27日》

※一度お振込みいただいた受講料は、いかなる理由においても返金できませんので予めご了承ください。

※払込受領証が領収証になります。再発行はいたしませんので、ご注意ください。

**8. 受講申し込みの方法について**

受講申し込みについては「3. 受講対象者(受講要件)」に該当することをご確認いただき、受講希望者ごとに9～10頁の「受講申込書」（用紙はコピーしてご利用ください）に必要事項をご記入の上、5頁「14. 問合せ先」に記載された東京都介護支援専門員研究協議会の住所まで、必ず郵送にてお申し込みください。（FAXによる申し込みは無効となります。）

**【必要添付書類】**

- ①介護支援専門員証の写し（受講申込書に写し（コピー）を貼付してください）
- ②直近で受講した研修（専門研修課程Ⅰ・課程Ⅱ・更新研修のいずれか）の修了証のコピー（添付する修了証の種類については、10頁「受講申込書」の「※1研修修了状況について」にてご確認ください。）

※課題は申込時点で送付いただく必要はありません。受講が決定されてからとなります。

※募集案内・申込書一式は、下記アドレスより、ダウンロードすることが出来ます。

ホームページアドレス <http://cmat.jp/>

**9. 受講申し込みの締切**

**平成30年10月23日（火）必着**

**10. 受講決定について**

介護支援専門員資格有効期間満了日が近い方を優先とさせていただいた上、申込順により受講決定していきます。第1希望のコースが定員に達した場合は、順次第2～5希望のコースに割り振りさせていただきます。但し、定員の都合や、ご提出いただく実践事例の種類により希望コース以外での受講決定となる場合があります。予めご了承ください。

※受講希望人数が定員を超えた場合は、受講が出来なくなることもあります。また、受講希望人数が少ないコースについて開催がなくなる場合がありますのでご了承ください。

※記入漏れや必要書類の不足など、申込内容に不備があった場合は、受講決定の順が繰り下げになる事があります。

※受講対象に該当しない方からの申し込みや書類に虚偽の記載が認められた場合、受講決定を取り消す事があります。その場合でも、一度お振込み頂いた受講料は返金出来ません。

**【受講決定通知発送日】平成30年11月14日（水）※予定**

**【受講決定通知送付先】** 申込書記載のご自宅住所宛に受講決定通知書を郵送

※11月14日（水）になっても通知書が届かない場合は、「14. 問い合わせ先」にご連絡ください。

## 1 1. 修了証明書について

研修の修了証明書は、研修の全科目を修了された方を対象に、実施法人である特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会より発行します。

修了証明書は主任介護支援専門員研修の受講や、介護支援専門員証更新の際に必要となります。修了証明書の再発行は行っておりませんので大切に保管して下さい。

## 1 2. 個人情報の取り扱いについて

介護支援専門員専門研修受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、東京都介護支援専門員専門研修及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

## 1 3. その他

①身体障害等により受講時における配慮が必要な方については、受講申込書の「受講時における身体障害等への配慮」の欄に、障害等の程度・必要な配慮の内容等について、簡潔にご記入ください。申込受付後、別途確認いたします。

②専門員証の再交付の申請、登録事項（氏名・住所）に変更がある場合、別途手続きが必要です。  
この手続きを行わないと更新申請の書類等が届かなくなりますので、必ず手続きを行ってください。なお東京都の登録者は、下記ホームページから手続き方法及び申請書がダウンロードできます。他道府県の登録者は、当該道府県の介護支援専門員登録事務担当まで、お問い合わせください。

**【専門員証の更新申請、氏名・住所変更等問い合わせ先(東京都登録の方)】**

公益財団法人東京都福祉保健財団

TEL 03-3344-8512 ホームページ <http://www.fukushizaidan.jp/>

③専門員証の更新は、有効期間内に自ら更新申請をしていただく必要があります。

更新に必要な研修（本研修を含む）を修了しただけでは更新されません。

※更新の手続きは公益財団法人東京都福祉保健財団で行っています（連絡先は②と同様）。

## 1 4. 問い合わせ先

**【専門研修課程Ⅱ 申込先および受講に関する問い合わせ先】**

特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会(通称：<sup>シーマット</sup>CMA T)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-9-3 かすがビル10階

TEL 03-3263-5636 ホームページ <http://cmat.jp/>

- 問い合わせ曜日・時間は、月曜日～金曜日（祝・祭日除く）の9：00～17：00です。
- 申込み時期は、問合せの集中により電話が大変に混み合う時間帯が生じる可能性があります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

**【受講地変更及び登録移転の問い合わせ先】**

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

電話：03-5320-4279（直通）

※介護支援専門員証の有効期間満了日までに必要な研修を修了し、更新の手続きをしないと専門員証は失効してしまいます！！

※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員として仕事をすることができません。

※有効期間満了日が近い方は、有効期間満了日までに研修を修了し、更新手続きが行える日程を選択してください。

※別紙1「介護支援専門員の資格及び研修の体系」でご確認の上、お申込み忘れの無いようご注意ください。

東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ カリキュラム表1 (各科目内容)

研修科目	時間数	内容
(1)介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義 4時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。</li> <li>・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。</li> <li>・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。</li> </ul>
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	(2)リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(3)看取り等における看護サービスの活用に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(4)認知症に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(5)入退院時等における医療との連携に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・入退院時等の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(6)家族への支援の視点が必要な事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(7)社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している他の制度(生活保護制度、成年後見制度等)を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	(8)状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</li> <li>・状態に応じた多様なサービスを活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関する講義を行う。</li> <li>・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサポート・サービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</li> </ul>
	計	3 2 時間

東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ カリキュラム表2（日程構成）

	課目	種別	時間
1日目	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義	4時間
2日目	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例①	講義 (DVD)	45分
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例①		45分
	認知症に関する事例①		45分
	入退院時等における医療との連携に関する事例①		45分
	家族への支援の視点が必要な事例①		45分
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例①		45分
	状況に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例①		45分
3日目	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例②	講義・演習	3時間15分
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例②	講義・演習	3時間15分
4日目	認知症に関する事例②	講義・演習	3時間15分
	入退院時等における医療との連携に関する事例②	講義・演習	3時間15分
5日目	家族への支援の視点が必要な事例②	講義・演習	3時間15分
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例②	講義・演習	3時間15分
6日目	状況に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例②	講義・演習	3時間15分
計			32時間

※2日目の受講に関しては、8ページ「研修日程一覧」の「※2日目の受講について」をご確認ください。

## 【東京都介護支援専門員専門研修Ⅱ 研修日程一覧】

- 下表L～Qコースよりコースをご選択ください。申込書へは第一希望～第五希望までご記入ください。  
 ※注) 受講およびコースの決定は介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方を優先させていただきます。  
 ※注) ご希望でないコースでの受講決定となる場合もあります。予めご了承ください。  
 ※注) 受講決定したコースを途中で変更することはできません。
- 研修2日目はDVDによる映像学習(自宅学習)になります。研修1日目にDVDと個人学習シートをお渡しします。研修3日目までに各自DVDで学習し、個人学習シートをご提出いただきます。個人学習シートが未記入の場合や提出を忘れると未修となります。
- 自宅でDVD視聴ができない場合は、会場にて受講いただく事も可能です(内容は自宅学習と同じDVD学習です)会場学習希望の場合は申込書の「会場学習希望」の欄にチェックを入れ、理由も併せてご記入ください。  
 ※注) 会場学習希望者が多数の場合は、日時・会場を変更させていただく場合もございます。

コース	Lコース	Mコース	Nコース	Oコース	Pコース	Qコース
1日目	1日目 1月8日(火) 9:30-15:30 トヨタ立川	1日目 1月16日(水) 9:30-15:30 ワイムお茶の水	1日目 1月15日(火) 9:30-15:30 茗荷谷	1日目 1月18日(金) 9:30-15:30 ワイムお茶の水	1日目 2月4日(月) 9:30-15:30 トヨタ立川	1日目 2月10日(日) 9:30-15:30 茗荷谷
2日目	2日目(会場受講希望者のみ) 1月25日(金) 9:30-16:30 ワイムお茶の水				2日目(会場受講希望者のみ) 2月17日(日) 9:30-16:30 ワイムお茶の水	
3日目	3日目 1月28日(月) 9:30-17:30 トヨタ立川	3日目 1月31日(木) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	3日目 2月12日(火) 9:30-17:30 茗荷谷	3日目 2月25日(月) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	3日目 2月26日(火) 9:30-17:30 トヨタ立川	3日目 3月2日(土) 9:30-17:30 茗荷谷
4日目	4日目 2月6日(水) 9:30-17:30 トヨタ立川	4日目 2月14日(木) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	4日目 3月3日(日) 9:30-17:30 茗荷谷	4日目 3月12日(火) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	4日目 3月4日(月) 9:30-17:30 トヨタ立川	4日目 3月10日(日) 9:30-17:30 茗荷谷
5日目	5日目 2月15日(金) 9:30-17:30 トヨタ立川	5日目 2月22日(金) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	5日目 3月19日(火) 9:30-17:30 茗荷谷	5日目 3月18日(月) 9:30-17:30 ワイムお茶の水	5日目 3月14日(木) 9:30-17:30 トヨタ立川	5日目 3月17日(日) 9:30-17:30 茗荷谷
6日目	6日目 2月21日(木) 9:30-13:20 トヨタ立川	6日目 3月5日(火) 9:30-13:20 ワイムお茶の水	6日目 3月25日(月) 9:30-13:20 茗荷谷	6日目 3月26日(火) 9:30-13:20 ワイムお茶の水	6日目 3月22日(金) 9:30-13:20 トヨタ立川	6日目 3月24日(日) 9:30-13:20 茗荷谷

## 【東京都介護支援専門員専門研修Ⅱ 研修会場一覧】

会場略称	
ワイムお茶の水	ワイム貸会議室 お茶の水 4階 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-20 お茶の水ユニオンビル4F 【交通】JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅 御茶ノ水橋口 徒歩2分 東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅 2番出口 徒歩3分 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅 B1番出口 徒歩4分
トヨタ立川	トヨタドライビングスクール東京 〒190-0021 東京都立川市羽衣町1-3-4 【交通】JR南武線:「西国立駅」(改札は1つ)より徒歩5分 JR中央線:「立川駅」南口より徒歩10分 多摩都市モノレール:「立川南駅」より徒歩10分
茗荷谷	東京都社会福祉保健医療研修センター 〒112-0006 文京区小日向4-1-6 【交通】地下鉄:東京メトロ丸の内線「茗荷谷駅」 出口徒歩12分 都営バス:都02系統(錦糸町駅前⇄大塚駅前) 都02乙系統(東京ドームシティ or 一ツ橋⇄池袋駅東口)「小石川四丁目」バス停 下車1分

※都合により会場が変更となる場合があります。



専門Ⅱ

「平成30年度 東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（2期）」受講申込書

1. 申込者(受講希望者本人)

平成30年 月 日

申込者	フリガナ			生年月日	昭和		男・女
	氏名	(姓)	(名)		平成	年 月 日	
	自宅電話番号	( )		携帯電話番号	( )		
	住所	〒 ー 都・県					
※平成30年10月1日現在、介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っていることが必要です。							
現勤務先	事業所番号	1					
	事業所名						
	所在地	〒 ー 都・道 府・県		TEL	( )		番
			FAX	( )			
所属の事業所・施設の形態 (番号を記入)	居宅系	1. 地域包括支援センター 2. 居宅介護支援事業所 3. 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の事業所 4. 指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所 5. 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）					(記入欄)
	施設系	6. 指定介護老人福祉施設 7. 介護老人保健施設 8. 指定介護療養型医療施設 9. 介護医療院 10. 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の事業所 11. 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の事業所 12. 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所 13. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業所					

2. コース選択

8 ページ「研修日程一覧」の中から希望のコース記号を選択し、下記の表にコース記号を楷書ではっきりとご記入ください。注)未記入の欄がある場合や、コース希望が重複している場合(全て同じコース等)、記入不備とみなし受付できませんのでご注意ください。

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	DVD会場視聴希望→
					<input type="checkbox"/> 自宅に再生機材がない <input type="checkbox"/> 自宅で視聴の時間がとれない <input type="checkbox"/> その他↓ ( )

3. 提出事例について

受講にあたり、事例課題の提出が必要になります。以下の表より自身に担当経験がなく、事例の作成が出来ないものがあれば選択し、「X」をご記入ください。

なお実際に提出していただく事例及び提出書類などの詳細については、受講決定時にお知らせします。

出せないものにX	事例種別
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
	看護サービスの活用に関する事例
	認知症に関する事例
	医療との連携に関する事例
	家族への支援が必要な事例
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
	状況に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

裏面へ続く

4. あなたの現在の登録状況およびこれまでの資格更新の有無・受講研修の状況

<p><b>【貼付必須】</b>  <b>※必ず、介護支援専門員証の                  コピーをこちらに貼付して                  ください。</b></p> <p>登録地変更中の方は申請前のものを添付し、手続きが完了しましたら変更後のコピーをご郵送ください。</p>	介護支援専門員 登録番号（8桁）						
	有効期間満了日	平成	年	月	日		
	登録都道府県 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 東京都 <input type="checkbox"/> 他道府県→以下の当てはまる方を○で囲む 受講地変更手続中・登録地変更手続中					
実務経験年数 (○で囲む)	※介護サービス計画作成の業務を行っている通算の期間です ①3年以上5年未満      ②5年以上10年未満      ③10年以上						
資格更新の有無・ 研修の受講状況	①今回が初めての更新      ②過去に1度以上更新をしている      ③失効後、再研修を受講						
研修修了状況※ <sup>1</sup>  下記注意事項※ <sup>1</sup> を ご確認ください	直近で受講した 研修種別	(研修の種類を○で囲み、 <u>修了証のコピーを同封してください</u> ) 下記※ <sup>2</sup> 参照 専門Ⅰ・専門Ⅱ・更新(53hまたは88h)・更新(20hまたは32h)					
	修了都道府県	(上記研修を終了した都道府県、いずれかを○で囲む) 東京都 ・ 他道府県 → _____ 道・府・県 (他道府県の場合は記入)					
	修了証記載の 修了年月日	平成	年	月	日		
	※修了証を紛失し、コピーが添付できない場合は、その研修の実施団体へご連絡のうえ、上記事項に加えて「修了証番号」もご確認いただき、全てご記入ください。 確認先団体名： _____ 修了証番号： _____						
主任介護支援専門員 資格の有無	①有り(※)      ②無し ※「主任介護支援専門員更新研修」を修了した者は、更新研修を受けた者とみなされることから、更新研修又は本研修の受講は免除されます。(別紙「主任介護支援専門員更新フローチャート」参照)						

5. 身体障害等のため、受講時における配慮を希望される場合はご記入ください。

1. 要	(内容)	2. 不要
------	------	-------

※<sup>1</sup> 「研修修了状況」について

直近で修了した更新・専門研修の種類等を記載してください。

尚、記載する研修種別は、下記対象研修(更新に関わる研修)の中で、最も修了年月日が新しいものを一つ選んでください。

①東京都の専門研修を修了されている方

H18年度以降の「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」のいずれかの修了番号を記入してください。

②東京都の更新研修(実務経験者向け)を修了されている方

更新研修(88時間・53時間・32時間・20時間)のうち、修了年月日が新しい方の修了番号ご記入ください。

※修了時間数の記載がない場合は、実施団体(東京都福祉保健財団)に連絡をし、必ず確認してください。

確認後、提出用にコピーした修了証に確認した時間数を記載してください。

※更新研修(44時間または54時間)または再研修を修了して専門員証を更新した方は、先に専門Ⅰ研修の受講が必要です。

③他道府県修了の方

専門研修、または、更新研修の内、一番最近修了した研修の修了都道府県を記載してください。

(※登録都道府県とは異なる場合があります。)

※<sup>2</sup> 修了証コピーの添付について

・申込書郵送の際、申込書に記載した研修の「修了証(証明書)」のコピーを必ず同封してください。

・直近の修了研修が不明または修了証等を紛失した場合は、実施団体に連絡し、修了状況を必ず確認するようにしてください。

**【個人情報について】**平成30年度東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱの「申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理し、東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

# 記入見本

「平成30年度 東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（2期）」受講申込書

## 1. 申込者(受講希望者本人)

平成30年 ○月 ○日

申込者	フリガナ	ケンシュウ	ハナコ	生年月日	昭和 平成 ○○年 ○○月 ○○日	男 女
	氏名	(姓) 研修	(名) 花子			
	自宅電話番号	○○ ( ○○○○ ) ○○○○		携帯電話番号	○○○ ( ○○○○ ) ○○○○	
	住所	〒102 - 0072 東京都千代田区飯田橋○-○-○ ○○マンション101				
現勤務先	※平成30年10月1日現在、介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行っていることが必要です。					
	事業所番号	1	○	○	○	○
	事業所名	居宅介護支援事業所△△				
	所在地	〒102 - 0072 東京都千代田区飯田橋○-○-○ △△ビル	TEL	○○ ( ○○○○ ) ○○○○		
所属の事業所・施設の形態 (番号を記入)	居宅系	1. 地域包括支援センター 2. 居宅介護支援事業所 3. 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) の事業所 4. 指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所 5. 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護に限る)				(記入欄)  <b>2</b>  番
	施設系	6. 指定介護老人福祉施設 7. 介護老人保健施設 8. 指定介護療養型医療施設 9. 介護医療院 10. 特定施設入居者生活介護 (介護予防を含む) の事業所 11. 認知症対応型共同生活介護 (介護予防を含む) の事業所 12. 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所 13. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業所				

## 2. コース選択

8ページ「研修日程一覧」の中から希望のコース記号を選択し、下記の表にコース記号を楷書ではっきりとご記入ください。注)未記入の欄がある場合や、コース希望が重複している場合(全て同じコース等)、記入不備とみなし受付できませんのでご注意ください。

第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	DVD会場視聴希望→
P	O	Q	M	N	<input checked="" type="checkbox"/>

(理由)  自宅に再生機材がない  
 自宅で視聴の時間がとれない  
 その他↓  
( )

## 3. 提出事例について

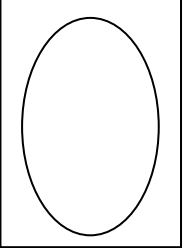
受講にあたり、事例課題の提出が必要になります。以下の表より提出できないものがあれば選択し、「X」をご記入ください。なお実際に提出していただく事例及び提出書類などの詳細については裏面へ続きます。

出せないものにX	事例種別
X	IT活用に関する事例
	担当経験がなく、事例が提出できないものがある場合のみXをつける。
X	家族への支援が必要な事例
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
	状況に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等) の活用に関する事例

DVDを会場で学習希望の場合、○をつけた上で、理由の当てはまる項目にチェックを入れてください。

裏面へ続く

4. あなたの現在の登録状況およびこれまでの資格更新の有無・受講研修の状況

 <p style="text-align: center;"><b>介護支援専門員証</b> <b>研修 花子</b></p>	介護支援専門員登録番号(8桁)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	有効期間満了日	平成 ○○年 ○○月 ○○日
	登録都道府県(いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 東京都 <input checked="" type="checkbox"/> 他道府県→以下の当てはまる方を○で囲む 受講地変更手続中・登録地変更手続中
実務経験年数(○で囲む)	※介護サービス計画作成の業務を行っている通算の期間です ① 3年以上5年未満      ② 5年以上10年未満      ③ 10年以上	
資格更新の有無・研修の受講状況	① 今回が初めての更新      ② 過去に1度以上更新をしている      ③ 失効後、再研修を受講	
研修修了状況※1  下記注意事項※1をご確認ください	直近で受講した研修種別	(研修の種類を○で囲み、修了証のコピーを同封してください) 下記※2参照 専門Ⅰ・ <u>専門Ⅱ</u> ・更新(53hまたは88h)・更新(20hまたは32h)
	修了都道府県	(上記研修を終了した都道府県、いずれかを○で囲む) <u>東京都</u> ・ 他道府県 → _____ 道・府・県(他道府県の場合は記入)
	修了証記載の修了年月日	平成 ○○年 ○○月 ○○日
	※修了証を紛失し、コピーが添付できない場合は、 加えて「修了証番号」もご確認いただき、全てご記入	
確認先団体名： _____      修了証番号： _____		原則、修了証のコピーを同封してください。 紛失の場合は、受講した研修の実施団体に 修了状況を必ず確認してください。
主任介護支援専門員資格の有無	① 有り(※)      ② 無し	
※「主任介護支援専門員更新研修」を修了した者は、更新研修を受けた者とみなされることから、更新研修又は本研修の受講は免除されます。(別紙「主任介護支援専門員更新フローチャート」参照)		

5. 身体障害等のため、受講時における配慮を希望される場合はご記入ください。

1. 要	(内容)	2. 不要
------	------	-------

※1 「研修修了状況」について

直近で修了した更新・専門研修の種類等を記載してください。

尚、記載する研修種別は、下記対象研修(更新に関わる研修)の中で、最も修了年月日が新しいもの一つを選んでください。

① 東京都の専門研修を修了されている方

H18年度以降の「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」のいずれかの修了番号を記入してください。

② 東京都の更新研修を修了されている方

更新研修(88時間・53時間・32時間・20時間)のうち、修了年月日が新しい方の修了番号ご記入ください。

※修了時間数の記載がない場合は、実施団体(東京都福祉保健財団)に連絡をし、必ず確認してください。

確認後、提出用にコピーした修了証に確認した時間数を記載してください。

※更新研修(44時間または54時間)または再研修を修了して専門員証を更新した方は、先に専門Ⅰ研修の受講が必要です。

③ 他道府県修了の方

専門研修、または、更新研修の内、一番最近受講した研修の修了道府県を記載してください。

(※登録都道府県とは異なる場合があります。)

※2 修了証コピーの添付について

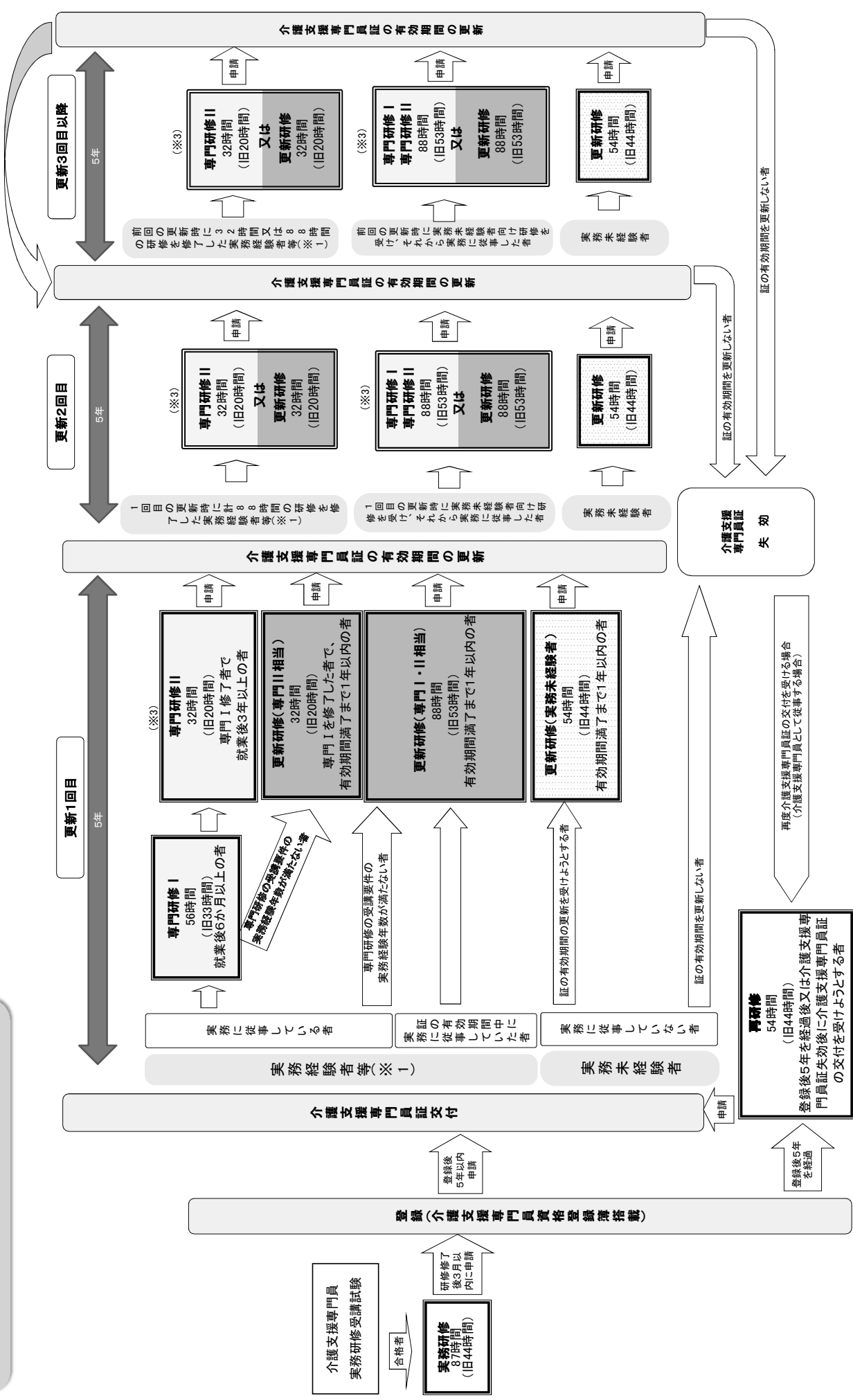
・申込書郵送の際、申込書に記載した研修の「修了証(証明書)」のコピーを必ず同封してください。

・直近の修了研修が不明または修了証等を紛失した場合は、実施団体に連絡し、修了状況を必ず確認するようにしてください。

【個人情報について】平成30年度東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱの「申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については、適正に管理し、東京都介護支援専門員専門研修課程Ⅱ及び名簿登録・修了証明書発行業務以外の目的に利用することはありません。

※主任研修及び主任更新研修は除く

介護支援専門員の資格及び研修の体系



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。

(※2) 現行の介護支援専門員証の有効期間内に旧カリキュラムによる研修を受講している場合は、新しいカリキュラムによる研修を受講する必要はない。(例)旧カリキュラムで専門I(33時間)を受講した場合、新カリキュラム専門I(56時間)を再受講する必要はない。

(※3) 研修申込時点で現任の場合は、更新研修ではなく専門研修を受講すること。

主任介護支援専門員更新研修フローチャート

主任介護支援専門員の更新

↓する

↓しない

介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の更新

期間外 ↓

期間内 ↓

する ↓

しない ↓

再研修を受講し、介護支援専門員証の交付後、主任更新研修を受講してください。

これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新を行ってください。

有効期間経過後、介護支援専門員証を返納してください。

主任研修又は主任更新研修を修了した年度（研修修了日の属する年度）

H18～23年度

平成28～30年度までに主任更新研修を修了してください。

H24～26年度

平成29～31年度までに主任更新研修を修了してください。

H27年度

平成30年度～主任の有効期間満了日（\*）までに主任更新研修を修了してください。

H28年度

平成31年度～主任の有効期間満了日（\*）までに主任更新研修を修了してください。

H29年度

平成32年度～主任の有効期間満了日（\*）までに主任更新研修を修了してください。

＜主任介護支援専門員の最初の有効期間＞平成30年4月1日現在

主任研修又は主任更新研修修了年度 （研修修了日の属する年度）	主任介護支援専門員の有効期間（*）	備考
平成18年度～23年度	～平成31年3月31日まで	経過措置対象者
平成24年度～26年度	～平成32年3月31日まで	経過措置対象者
平成27年度～	研修修了日から5年間 （例）研修修了日が平成27年12月1日の場合 ⇒平成27年12月1日～平成32年11月30日まで	平成28年度以降に発行する修了証書には有効期間が記載されます。

※平成26年度に主任研修を修了した方については、平成29年3月31日付厚生労働省令第48号により、主任介護支援専門員の有効期間が変更となり、経過措置対象者となりました。

※主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間は、主任更新研修修了証書を御確認ください。

※主任更新研修の受講要件を満たさない場合（区市町村の推薦を受けられない場合も含む）や受講決定がなされない場合は主任更新研修を受講することはできません。介護支援専門員として更新する場合は、専門研修又は更新研修を受講していただくことになります。

※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が1年未満の方は専門研修（又は更新研修）の受講についてもご検討ください。

主任更新研修の修了（介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります）

※介護支援専門員証の更新手続は別途行っていただく必要があります。